

平成 18 年 度 第 11 回 定 例 会

八王子市教育委員会会議録

日 時 平成 18 年 9 月 20 日 (水) 午後 2 時 00 分
場 所 八王子市役所 9 階 904 会議室

第 1 1 回定例会議事日程

1 日 時 平成 1 8 年 9 月 2 0 日 (水) 午後 2 時 0 0 分

2 場 所 八王子市役所 9 階 9 0 4 会議室

3 会議に付すべき事件

第 1 第 2 6 号議案 八王子市姫木平自然の家条例施行規則の一部を改正する規則設定について

第 2 第 2 7 号議案 八王子市立学校設置条例の一部を改正する条例の設定依頼について

4 報告事項

- ・生涯学習スポーツ部夏季事業の結果について (生涯学習総務課)
- ・「はちおうじ読書の日」及び「読書のすすめ」の制定について (図書館)
- ・図書館の開館時間の変更について (結果報告) (図書館)

その他報告

八王子市教育委員会

出席委員 (4 名)

委 員 長	(1 番委員)	小田原 榮
委 員	(3 番委員)	川 上 剋 美
委 員	(4 番委員)	齋 藤 健 児
委 員	(5 番委員)	石 川 和 昭

欠席委員 (1 名)

委 員	(2 番委員)	細 野 助 博
-----	-----------	---------

教育委員会事務局

教育長（再掲）	石川和昭
学校教育部長	石垣繁雄
学校教育部参事 兼指導室長事務取扱 （教職員人事・指導担当）	岡本昌己
教育総務課長	望月正人
学校教育部主幹 （企画調整担当）	穂坂敏明
施設整備課長	萩生田孝
学事課長	小泉和男
学校教育部主幹 （学区等調整担当兼 特別支援教育・指導事務担当）	小海清秀
指導室統括指導主事	朴木一史
生涯学習スポーツ部長 兼スポーツ振興課長	菊谷文男
生涯学習スポーツ部参事 （図書館担当） 兼図書館長事務取扱	峯尾常雄
生涯学習総務課長	米山満明
学習支援課長	井坂みどり
文化財課長	佐藤広
生涯学習スポーツ部主幹 （図書館担当）	伊藤文丸
生涯学習スポーツ部主幹 （図書館担当）	武田ヒサエ
生涯学習スポーツ部主幹 （図書館担当）	石井里実
生涯学習総務課主査	宮木高一

事務局職員出席者

教育総務課主査	志萱龍一郎
教育総務課主査	山本信男
担当者	後藤浩之
担当者	石川暢人

【午後2時00分開会】

小田原委員長 大変お待たせいたしました。本日の委員の出席は4名でありますので、本日の委員会は有効に成立いたしました。

これより平成18年度第11回定例会を開会いたします。

日程に入ります前に、本日の会議録署名員の指名をいたします。

本日の会議録署名員は 4番 齋藤健児委員 を指名いたします。よろしく願います。

なお、議事日程第1、第26号議案 八王子市姫木平自然の家条例施行規則の一部を改正する規則設定につきましては、平成18年度第3回市議会定例会における条例改正の可決前につきまして、事務局より協議事項といたしたいという旨の申し出がありましたので、議案ではなくて協議事項としたいと思っておりますけれども、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 異議ないものと認めます。

ただいま開催されております市議会で可決されました後に、教育長の専決という形で事務手続をしていただく形になろうかと思っております。

それでは、日程に従いまして進行いたします。

小田原委員長 日程第2、第27号議案 八王子市立学校設置条例の一部を改正する条例の設定依頼についてを議題に供します。

本案について、学事課から説明願います。

小泉学事課長 ただいま上程されました第27号議案について御説明を申し上げます。

八王子ニュータウン地域におきましては、平成9年4月にみなみ野小中学校、平成15年4月に七国小中学校を開校したところでございます。その後の人口流入によりまして児童数が増加しております。特に七国小学校児童、学級数の増加は著しく、今後も七国小学校通学区域では平成24年度までに2,000世帯を超える入居が見込まれております。七国小学校は来年度には26学級となり、普通学級が不足し、ピーク時には36学級となることが推計されております。

このような状況の中で、七国小学校の普通教室の不足及び大規模化を解消するために、現在八王子ニュータウン中央地域に新たに小学校を設置すべく、来年4月の開校に向けて準備を進めているところでございます。

そこで、学校の設置に係る基本的な事項について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1号の規定により、教育委員会の権限の範囲内で定め、来る平成18年11月に開催予定の第4回市議会定例会において、八王子市立学校設置条例の一部を改正する条例の設定を市長に求めるものであります。

内容といたしましては、八王子市立みなみ野君田小学校を八王子市みなみ野四丁目3番1号に新たに設置しようとするものであります。

新たに設置する小学校の名称につきましては、お配りしてあります別紙第27号議案関連資料をごらんください。

事前に地名や過去の決定方法などを参考にした候補の中から、4つの名称案を選定いたしまして、1の「名称案について」のとおり、個別に検討した結果、2の「選定理由について」に記載のとおり、多摩ニュータウンで採用されてきた決定方法を参考にするとともに、地域住民が親しみやすいことや、地域住民以外の市民にもわかりやすいことなどを考慮して、所在地付近の小字名であります君田に町名であるみなみ野を冠した「みなみ野君田小学校」が新たに設置する小学校の名称としてふさわしいものと判断いたしまして、ここに御提案申し上げるものでございます。

なお、改正条例の施行期日、これは設置日でございますが、これにつきましては、新設小学校の校長の配属日とする予定でございますが、配属日は東京都教育委員会との調整を要しますので、八王子市立学校設置条例の改正後に、別途施行期日を定める規則設定について改めて御協議をいただきたいと考えております。

また、新たに設置する小学校の通学区域につきましては、第9回定例会において御協議いただいておりますけれども、同様に八王子市立学校設置条例の改正後に別途八王子市立小学校及び中学校の指定に関する規則の改正について御協議をいただきたいと考えております。

説明は以上でございます。

小田原委員長 学事課からの説明は終わりました。

本案につきまして、御質疑ございませんか。

齋藤委員 議案の改正理由の文言のところ、私の理解が悪いのかどうか分かりませんが、今回の学校については、七国小学校とみなみ野小学校、両方の学区、いろいろな問題が絡んでいるというふうに私は認識しているんですけども、この改正理由の中では、七国小学校云々ということで、七国小学校が問題だから新しい学校をつくるというふうに

読み取れます。私は、みなみ野小学校も含めて、2つの学校の問題だというふうに理解していたんですけども、私の理解不足ですか。

小泉学事課長 今回の小学校の開設につきましては、このままの学区で七国小とみなみ野小2校でいった場合に、七国小学校の方への入居が非常に急増しているということで、七国小学校が将来的に教室不足になる。これを解消するために新設小を開設して、そちらの方に基本的には七国小学校の学区から新設小に学区を変更する。あわせて、新しい新設小学校の非常に近くにありますみなみ野三丁目につきましては、最寄りの学校ということで、みなみ野小学校の学区でありますけれども、今回の新設小学校の学区に取り込んだということで、基本的には七国小学校の将来の教室不足、大規模化を解消するために、今回の小学校を設置するというところでございます。

以上です。

齋藤委員 結果的にこうやって開校することですから、細かいことでもあるんですけども、でも、今の御説明をそのまま聞いてしまうと、では、みなみ野小学校を増築して、本当に10年間の一時期を乗り越えればいいのかというようなところになってしまうのではないですか。これまで何度も話していたような内容だと、両校を考えたときに、七国、みなみ野、両方の学校でどういうふうにやってもやりくりができないのかというような理由づけではないんですか。私はそういうふうに感じているんですけども、あくまでも七国小学校だけの問題であるならば、単純にそういう話になると、みなみ野に増築すればいいじゃないですかと突っ込まれちゃうのではないですか。

小泉学事課長 みなみ野小学校の改築だけでは、七国小の急増分は飲み込めないというところでございます。

齋藤委員 文言だけの問題ですから、結構です。ただ、これだけだと、説明が不十分ではないか。

小田原委員長 文言だけというふうにはならないのではないですか。まず、八王子ニュータウン中央地域と言うけれども、この表現はこれでいいんですか。

石川教育長 八王子ニュータウンです。多摩ニュータウンではないです。

小田原委員長 そこには「みなみ野」はつかないわけね。

小泉学事課長 八王子ニュータウンの中央地域に小学校をつくるという、八王子ニュータウンという一つの大きい地域の中の中心にという意味で、八王子ニュータウン中央地域です。

小田原委員長　そうすると、八王子ニュータウンというのは、みなみ野を含まないんですか、含むんですか。

小泉学事課長　すべてを含んだ、いわゆる、みなみ野シティと言われているあの地域一帯です。

小田原委員長　そうすると、七国だけではなくて、みなみ野も含めた八王子ニュータウン全体の学区域を含めて、どういうふうにするかというので、ここに小学校をつくらなきゃいけない、そういう話になっているのではないですか。今までの話は、齋藤委員と同じように、そういうふうに私も理解していました。七国だけの学級増を抑えるのではなくて、だから、学区域の変更が当然協議されてきたわけではないですか。

小泉学事課長　今回の入居状況の詳細を見ますと、みなみ野小学校の方の入居についてはほぼ終息しつつあるということで、あの地域で言いますと、七国小学校の現行の学区域の中に相当の入居が急増しているということが現状としてございますので、確かに地域全体的話ではあるんですけども、新設小学校をつくる主な目的といたしまして、理由としては、現実問題としては、七国小学校の将来的な教室の不足を解消する、あるいは七国小がこのままでいくと非常に大規模な学校になってしまうということを調整するという主な目的の中で、みなみ野三丁目も新設小の方に取り込むというような調整もした中で、今回の3校目の学校を設定して、児童数の平均化を図る。3校での児童数の平均化を図るという目的で設置するというところでございます。

小田原委員長　きょうは細野委員がいらっしゃらないんだけど、特に細野委員が言っていた中身というのは、そういう学級増を解消するだけではなくて、新しい地域に新しい学校をつくるということは、これは、みなみ野小、七国小を含めて、また、中学校も含めて、新しい視点、大きい視点から考えようというのが前面にあったというふうに思うんです。

それをこういうふうな形で、事務局の皆さんは、現実的には七国小地域に2,000世帯がふえるからその学級増を抑えようというふうなことで理由を述べられているけれども、では、そこから新しい学校をつくるのならばどうしようと、もっと違った視点から話を考えて進めていこうというふうにしてきたわけだから、こういう形でもって提案すると、齋藤委員だけではなくて、私もいささか問題があるのではないかというふうに思います。

小泉学事課長　おっしゃるとおり、今まで議論をしていた中では、この新しいタイプの学校といたしまして、そういうことの中での位置づけということでお話が進んできたこと

は承知しておりますけれども、今回の設置条例の改正の理由といたしましては、非常に現実的な児童数のアンバランス、これを解消するというのは現実的な目的ということで、新しい学校をどうしていくかということについては、課題として、次の小中一貫校とか、そういう取り組みの中で考えていくべき次の課題かなというふうに思っていて、今回の改正の理由につきましては、現実的に目の前にあります教室の不足ということを改正の理由として前面に出させていただいたところでございます。

以上です。

齋藤委員 おっしゃっていることはわかるんですが、つまり、この27号議案の書類がどういうふうに残って、この文言がどういうふうにいるいろいろなところで議論されるのかというのは私はよくわからないんですが、ここに行き着くまでの間には、課長のおっしゃっていることもよくわかるんですけれども、大変な税金を使ってここに新しい学校をつくらうと言っているわけです。そのことについては、ものすごくたくさんの時間を使って、たくさん議論してきたではないですか。

七国小がいっぱいなんだったら、みなみ野小を増築すればいいじゃないかとか、いろいろな議論はたくさんあったわけです。その中でも、相互をいろいろと見た中で、八王子ニュータウンのこの地区に新しい学校がどうしても必要なんだということでここに至っているわけです。そのたくさんの時間を使って、あれだけ討議した割には、この改正理由というのが市民の方に通用するのかなという、何かそれが私は感覚的にそう思ったんです。この理由だけだと、とにかく七国小学校が大変になるんで、だったら、これだけの文章を本当に読んだ市民だったら、みなみ野小学校を増築すればいいじゃないかと言われちゃうんじゃないかと言っているんです。

そのこともみんな話し合ったじゃないですか。さんざんいろいろなことを考えた中で、こうせざるを得ないという結論に達した説得性がないと思うんです。長い時間がたったらこの用紙が1枚だけ仮に残ってってしまった場合、一生懸命我々が時間を使ってあれだけ討議したものが、市議の方々や市民の方々に通じるんでしょうか。単純にそんな感じがしたんです。

小田原委員長 さらに言いますと、七国小学校はピーク時に36学級となるけれども、その後はどうなっていくかというのを示さなきゃいけないわけです。それを考えたときに、では、どうするかといったら、齋藤委員はみなみ野小に増築すればいいと言ったけれども、これは普通に自然に考えれば、七国小に増築すればいいわけです。いずれ減っていくわけ

だから、このままの文面でいけば、それは取り壊してもいいような建て方でもいいんじゃないかと。当然これは、例えばある経営者がこういう場合に直面したらどうするかといったら、やはり増築で済ませます。それが普通の感覚だろうと思います。

だけど、そうではないということもあるから、全体の地域の状況を考えたら、新しい小学校をつくった方がいいのではないか。それまでのいきさつもあるから、だから、新しい小学校を八王子としてつくるならば、ただ七国小とかみなみ野小だけの問題ではない形で考えていきましょうというふうに話し合ってきたのではなかったですか。

小泉学事課長 おっしゃっているとおり、今までの議論の中ではそういうことを議論していただいております。改正理由の中で、ここに小学校を新たにつくる理由というのは、いろいろな角度からたくさん挙げられると思うんですが、私どもが先ほど言いましたように、今回の条例改正につきましては、直前に迫っている教室の不足数、これは放置できないということと、それから、七国小学校への増築につきましては、キャパシティの関係で、増築のキャパシティがないので、その増加数を七国小で飲み込むことはできないということでございます。

そういうことから、数の問題と言われればそういうことなんですけれども、新しい小学校をつくらないで2校でいくことはできないということを中心理由としてこちらに挙げさせていただいているということで、委員さんがおっしゃるような、そういう別な観点からの新しい学校の必要性、新しい学校をどういうふうなあり方をしていくか、そこについては、先ほど言いましたように、これから取り組んでいき考えていかなきゃいけない課題ということでとらえております。

以上です。

齋藤委員 おっしゃっていることはよくわかっていますし、今までもさんざんそのことについては話し合ったわけですから、私がこだわっているのは、この2番のところで、「改正の理由」という文が、今までの経緯を考えたときに、ちょっと説明不足なのではないのといっているんです。

七国小だけの問題ではなくて、八王子ニュータウン全体を考えたときに、どうしてもここに新しい学校をつくらないと、今現存している七国小学校、みなみ野小学校、双方にそのキャパがない。いろいろな問題がある。全体を考えたときにつくらざるを得ないんだという話の方がわかりやすいのではないかなと思ったんです。そういう意味で言っているんですが、これだけ読むと、七国小学校は云々というので始まっちゃうではないですか。こ

の理由が、七国小だけの問題にしか読み取れない。単純に七国小だけの問題ではないんじゃないかという質問をしているんです。

小田原委員長 改正の理由のところ、齋藤委員がおっしゃっているようなことを含んだ形で再提出するか、あるいはこの場で文言修正して通していただくか、そういうことはできないんですか。

石垣学校教育部長 文言修正という形での対応にさせていただきたいなと思っております。特に文面の部分でございますけれども、「八王子ニュータウンにおきましては、引き続き児童数が急増し、当初、みなみ野小、七国小、2校での対応は、増築等での対応では困難となってきた」と。2段落目の、「今後も」というところを「特に」ということにしていただいて、あとは文面を同じにさせていただければ、今までやってきた議論を踏まえた形での提案ということになるのかなと思っておりますので、そういう形の文面訂正ということで提案理由にさせていただければと思います。

小田原委員長 今の部長のお話だと、これは、もし七国小の名前を使うのならば、みなみ野小も入れないと、学区の修正変更もあるわけですから、まずいのではないですか。だから、八王子ニュータウンの全地域を問題とするというか、その課題を解消する、解決するために、新しい小学校が必要だというふうな、それで通して、資料的な数字としては七国小はどうだ、みなみ野小はどうだということは言っていると思うんです。

石垣学校教育部長 最初の文章のところをもう一度ちょっと私なりの案ですけれども、「八王子ニュータウンにおきましては、引き続き児童数が急増しており、当初のみなみ野小、七国小の2校での対応は、今後増築等での対応は困難となることを見込まれている。」。それで、最初の2行は抜きまして、「特に七国小通学区域においては」ということで続けさせていただければということで先ほど申し上げました。

ですから、当初の文で、みなみ野小、七国小ということでありましたけれども、この2校の部分について、ここの児童数の増加は、増築等で対応ということも考えたんですけれども、それはできない、無理だという判断のもとで、具体的に「特に」ということで、七国小通学区域の間は具体的な理由ということで入れさせていただき、そのまま残させていただきということで先ほど申し上げました。

小田原委員長 そうすると、今の部長の話だと、七国だけが解消するという話でやはり終わっていくわけなんですけれども、それで、よろしいんですか。みなみ野の方は解消の対象にはならないわけね。そうすると、新しい集合住宅ができたときに、その地域はどこか

に移す話になっていたでしょう。だから、新しい学校の方に移すんですけど。そうすると、それはみなみ野の方に行くのが変わるわけ、七国だけの問題ですか。

石垣学校教育部長 そうではないです。

小田原委員長 そうしたら、みなみ野の話がここに出てこなきゃまずいのではないですか。

「そこで」のところでも、「今後」の段落においても。だから、今の部長の話の中で、「今後」とか「そこで」の部分をとっても理由にならないんですか。

石垣学校教育部長 そうすると、上から6行は全部とって、最後の2行に持っていく。

小田原委員長 七国のところにこだわらないで、限定しないで。

石垣学校教育部長 それで理由として御理解いただけるならば、それが一番簡単明瞭でいかなとは思っています。

小田原委員長 私はそれでいいと思うし、細野委員が願っていた話につながっていく形でこれは処理されていくというふうに思うんですが、いかがですか。

川上委員 先ほどのお話の中に、新しい学校に近いところはみなみ野小の区域の人たちもこちらに入るようになるという話でしたよね。全体では3つに分けるわけですから、そのことをお書きになればいいのではないですか。

小田原委員長 では、そのような形で文言修正していただくと。今、質疑から意見に来ちゃっています。私もいろいろ申し上げて申しわけなかったんですが、そのような形でこの27号議案を処理していくというふうにしたいということですが、いかがでしょうか。よろしいですか。

齋藤委員 この新設学校の名称のことについてなんですけれども、このプランニングを見させていただいて、私の個人的な意見として、みなみ野君田小学校は悪くないというふうに感覚的に思っています。ただ、何ととっても、ここはまだそこに子どもたちがいるわけではないし、いわゆる私なんか教育委員として感じるイメージと、本当にそこで学校のすぐ近くにいらっしゃる地域の方々には、また違った思い出があるかもしれません。そのあたりの地域の人たちの声というものをどういうふうに捨っていくかなというのは、どういうふうにお考えになっているか。

つまり、アンケートをとるわけにもいかないし、子どもたちがそこにいないわけですから、あくまでもこういう形にしてしまうという形の教育委員会の決定事項として決定してしまうのか、地域の方々の声を何か捨てたとか、考えていらっしゃるのか、そのあたりはどうなんでしょうか。

小泉学事課長 基本的には、教育委員会の中で、今までの名称のつけ方とか、あるいは地域の方がどういうふうな思いでいるのか、それから、子どもたちの思いとか、そういうものをこちらの方で推測した上で、その地域に合ったランドマークとして一番ふさわしい名前、親しみやすい名前、そういう名前を教育委員会の中で決定していこうということで、特に、例えば幾つかの案を示してそれを地域に出して決めてもらうとか、そういうことは考えてはおりません。

以上です。

小田原委員長 ということですが、いかがでしょうか。

従来、名前を決定するに当たっては、齋藤委員が心配しているような点についてどういうふうな処理されてこられたわけですか。

小泉学事課長 基本的に地名をつけるという方向で今まで来ておまして、地名が一番地域に当然浸透しているわけですから、できれば町名をつけたいんですが、町名が既につけられているところに新たに2つ目ができるということで、そうしますと、次の段階で旧町名や字名をつけるという方向で考えておまして、今までも学校の名前をつけるときにはそういう方向で決めてきたという経緯がございまして、地域の方々の意向とかそういうものを反映させようと思うと、地名というのが一番ふさわしい。その考え方、今までと同じ方針で候補案をつくり、検討して、きょう、提案させていただいているところです。

以上です。

齋藤委員 仮に私が自分で住んでいるところに新しい小学校ができ上がることを想像して考えたんです。地域の方々にとっては待ち望んだというか、本当に楽しみにしている学校ができ上がってくるんだと思うんです。その中で、たかが校名、されど校名というか、学校名というのは、一つの大きな思い入れのあるものかなと。もし私の地域に新しい学校ができたとして、教育委員会の方からこういう学校名にしますよということが提示されたらどうだろうかということちょっと考えてみたんですけれども、では、どうすればいいんだと言ったときに、どうしましょうとやってしまうと、これはなかなか収拾がつかないというのもよくわかるんです。

ですから、幾つか、まさしくこのプリントでも結構ですから、教育委員会でもいろいろ考えた結果、この校名がいいんじゃないかという形で、今こういう形でほぼ決定になっていますということを少なくとも地元の町会の町会長さんとか、町会、自治会もあるでしょうし、両方にあそこはまだPTAが存在していない。育成会だとかそういうようなところ

るには1回何か集まっていただいて、経緯みたいな説明をしていく。そういう必要性はないですか。

小泉学事課長 教育委員会の中で決めたもので、これは教育委員会できょう議案として出して決定して、次のステップとしましては、次の市議会定例会で設置条例の改正というのを議決して正式に成立するわけなんですけれども、きょう、ここで議案としてこれを御決定いただいた後、できれば関連する町会長さんあたりに、教育委員会ではこういうことで決定をしましたということを町会長さんにはお話をしたいなと思っております。

小田原委員長 そのお話のしかたとして、いかがでしょうかというふうに聞くのか、こういうふうになりましたので御承知おきくださいというふうにお知らせするのか、その後者の方ということでもいいですか。

齋藤委員 確かにすごく難しいと思うんです。では、どうしたらいいんだという具体案を考えたときに、ただ、教育委員会としても、本当によりいい方法をいろいろと検討した結果、こういうものにする方向であるということ伝えていく、何か説明していく時間は持ってもいいような気はするんです。町会長だけというよりも、どこかに集まっていただいて、こういうものの経緯の説明みたいなものをする時間というのとはとれませんか。

小泉学事課長 説明会ということもあるんですけども、今回のスタンスとしては、地域のことも十分配慮しながら、お子さんのことも、そこに住んでいる、古いと言っては失礼ですけども、元からの住民の方、それから新たに入ってくる方、そういう方の思いもすべて可能な限り、どうしたら学校の名前に反映できるのかということで内部では相当たたきまして、それで今回4つに絞った中から1つを提案させていただいているということでございますので、地域の方の思いは反映できていると私どもは自信があるんです。

新たにこれを説明会とかそういう機会を設けて多数の方々に説明をしてということは今考えておりませんで、町会の役員の長であります自治会長とか町会長さんに、我々の教育委員会の中で真摯に検討した結果として、こういう名前にさせていただくことになりました、よろしく願いいたしますという形で情報を提供していきたい。そこにとどめたいというふうに今現在思っております。

以上です。

石垣学校教育部長 学事課長の方からお話がございましたけれども、ここでの決議事項でございますので、その名前の部分で、君田ということで旧名、また、みなみ野ということで新町名が使われています。今回、新住民が7割、旧住民が3割ということになりますと、

新住民の方の思いも私の方も今回させていただいて、親しみを持たれているみなみ野という名前をそこにつけて、みなみ野君田という形で提案をさせていただきました。この部分で御了解、御審議いただいて決定させていただいた場合については、学事課長の言った町会長の方に説明する。また、町会長の方には、まだPTAもできていない部分がございますので、地域の中のどこに相談したらいいのか、町会の方の意向もいただいた中で、それなりの団体等に説明をしていくという形をとりたいと思っているところでございます。

以上です。

小田原委員長　例えば平成大合併で新しい市が生まれたり、その前にも合併が進められて新しい市ができたときに、市の名前をどうするかということでいろいろな方法がとられて、そこで出てきた名前がひんしゅくを買うとかいうようなこともありまして、名前を決めるというのは非常に難しいところがあると思うんですが、学校名を決めるについては、一通りの原則というものを教育委員会として定めてきていて、それに従って、今部長、課長の方からお話があったように、地域の方々の思いを十分検討して、内部で提案して絞ってきたものだ。

ただ、齋藤委員が再三お話ししているのは、事務局の皆さんが思いを十分考慮したというのとちょっと違って、声をきちんと聞け、思いを酌んだということは、では、実際に話を聞いているのかということをしているわけだから、そこはそういう方法はとりません、教育委員会としての決定権の中で十分配慮したんだということでこの名前を御了承いただきたいということのようですが、いかがですか。よろしいですか。

「キミダ」なんですね。「キミタ」ではないんですね。

小泉学事課長　「キミタ」でございます。濁らないです。みなみ野君田小学校。

小田原委員長　それは、何か根拠があるんですか。

小泉学事課長　この近くに君田を取り入れた公共施設といいましょうか、緑地等があります。こちらの方の名称を決めるときにもどういう呼び方をするかというのを審議して、その中で、みなみ野君田緑地ですか、その決定に当たっても、読み方は「キミタ」ということで決定をしております、例えば七国君田公園というのもございますが、これも七国「キミタ」公園ということで、これも南八王子土地区画整理審議会での承認を得ているということで、それなりの審議をされた名前なので、そういうものが公的な施設として「キミタ」と呼んでいるところがありますので、それを学校だけ「キミダ」というのはどうかということで、同じ統一した「キミタ」という名前で考えております。

小田原委員長 この間伺ったときは、「キミダ」と濁ったように伺ったんですが、どうなんでしょうか。

小泉学事課長 あのと、ちょっとあいまいな発音をしていたので、申しわけなかったんですけども、正式に読みを調べまして、きょう御提案いたしますのは、みなみ野「キミタ」小学校でございます。

川上委員 国際化も進みますから、片仮名表記も確実にしないとイケませんからね。

小田原委員長 もうなくなった学校だから名前を出しますけれども、秋川高校というのが、「アキカワ」高校と澄んだ名前にしたんです。濁るのは嫌だと。その根拠を古地図に求めたんです。古地図は、昔の書物というのは、地図にしても、これは濁点をつけないんです。地図が濁っていないから「アキカワ」だと。ところが、地域の人たちは「アキガワ」と濁っているんです。地域の人たちは「アキガワ」高校と言っているのに、学校の職員は、校長をはじめ「アキカワ」と言っている。何かずれているわけです。あそこは地元の子は少なかったから、まあいいやで地元は済んだんだけど、そのところの根拠はきちんとしておくべきですね。今川上委員から話がありましたように、片仮名で振り仮名を振るときに、「ダ」か「タ」で1字違ってくるわけですから、そのところをよろしくお願ひしたいと思ひます。

そのほかいかがでしょう。よろしゅうございますか。

それでは、ほかに御質問、御異議ないようでございますので、27号議案については、文言を修正した形で、名称はみなみ野君田小学校という形で市議会に上程するというところで決定いたします。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 それでは、そのように決定することにいたしました。

小田原委員長 次に、協議事項に移ります。

八王子市姫木平自然の家条例施行規則の一部を改正する規則設定についてを議題に供します。

本件について、生涯学習総務課から説明願ひます。

米山生涯学習総務課長 それでは、協議事項、八王子市姫木平自然の家条例施行規則の一部を改正する規則について御説明いたします。

それでは、今回の規則の一部改正に至る経過について若干御説明をいたします。

姫木平自然の家の管理運営に指定管理者制度を導入するため、まず条例の一部改正の設定を8月9日に開催された第9回教育委員会定例会において、第20号議案 八王子市姫木平自然の家条例の一部を改正する条例の設定依頼についてを議決し、9月8日付で市長により第3回市議会定例会に第85号議案として、八王子市姫木平自然の家条例の一部を改正する条例設定についてを提出し、9月19日、昨日開催された文教経済委員会の付託議案として審議され、同条例の一部改正について可決されました。

そして、同条例は9月26日開催予定の市議会本会議において、文教経済委員会の審議結果を報告し可決される予定です。この条例の一部改正を受けて、本日定例会で規則の一部を改正する規則設定を協議事項として提出した次第です。

それでは、規則の一部改正について、宮木課長補佐から説明します。

宮木生涯学習総務課主査 八王子市姫木平自然の家条例施行規則の一部を改正する規則設定について御説明申し上げます。

今回の規則改正は、指定管理者制度導入に伴う手続関係が主ですが、ほかに改正前の規定になかった利用時間や、指定管理者移行後の利用を促進するための受付期間の延長も行ってみたいと考えています。

この現規則の一部を改正する規則でございますが、第1条と第2条の2つから成っております。これは、改正内容の施行時期が公布施行で、原則10月から効力が生じるものと、来年の4月、指定管理者による管理になってから施行するものがありますので、2つの条文で改正を行うものでございます。

第1条は、これは公布の予定が恐らく9月29日になると思うんですが、そのときから施行するものです。

第2条は、来年4月から指定管理者の管理になってからのものでございます。

新旧対照表をごらんいただきたいと思います。改正する規則、第1条で改正する主な部分ですが、見出しの「休業日」を「休業日等」にして、条例の内容順に合わせて、第2条として利用時間を加えました。

第3条で、利用申請ができる日をそれまでの市内の団体等は4カ月前、市外の団体等は1カ月前を、それぞれ6カ月前と3カ月前にしています。

第7条で、利用料金制に伴う利用料金の承認の手続を規定しております。

第11条でございますが、指定管理者の指定の申請について、第12条で、指定管理者の審査結果の通知等について、第13条で、協定について規定しています。

ほかに、申請書等の様式類がすべて改正または追加になっております。

なお、様式につきましては、現在微調整をちょっとしておる段階で、若干の修正等がある可能性がございます。

次に、一部を改正する規則の第2条で改正する部分ですけれども、19年4月から施行になります休憩利用とキャンプ場利用に関するもので、それぞれの利用時間と、休憩は当日申請まで受け付けることと、利用料金の還付は7日前までですけれども、休憩につきましては前日までに申請すれば還付することとするものでございます。

説明は以上でございます。

小田原委員長　　ただいま生涯学習総務課の説明が終わりました。

本件について、御質疑、御意見ございませんか。

齋藤委員　　1つ確認させていただきたいんですが、このたびの改正では、この指定管理者の問題が非常に大きいと思うんですが、この指定管理者というのは、1回契約すると、何年契約という決まりがありますか。

米山生涯学習総務課長　　契約については、ある程度の目安がございまして、1年、2年、3年、5年という形の市の基準があります。ある程度指定管理者が入ったときに備品等の初期投資が必要な場合には5年、初期投資がない場合には3年、2年、1年と選択できますので、姫木平の場合には、設備投資はございませんので、今指定管理者の初期は3年と考える方向でございます。

小田原委員長　　3年にした理由というのはあるんですか。

米山生涯学習総務課長　　不安な場合には1年ですけれども、3年だと、ある程度安定的にきちっと管理運営ができるだろうという形の中で、あと一つは、事業の継続性という部分もありまして、3年というのがございまして、単年度で切れる、例えば公園の剪定とかは、1年間でもどうにかできそうな可能性のものは1年でもいいんですけれども、姫木平となりますと、対人とかそういう問題がありますから、1年、2年というのちょっと厳しいかなと私どもは考えておりますので、3年にしました。

齋藤委員　　ちょっと確認のためにお伺いしたいんですが、私の中で、姫木平の指定管理者は3年というふうに理解していたんです。今確認で聞いたんですが、今回の資料に非常に長い文章で改正の理由なりが書いてあるじゃないですか。ところが、この中に期限というもの、3年というのはどこにも書いていない。

米山生涯学習総務課長　　期限は書いておりません。

齋藤委員 それは明記しなくていいんですか。

米山生涯学習総務課長 はい。指定管理者を決める際には、議会の議決を経なければなりません。その際に、市議会の方に、3年契約とかという形で議案として提出するような形になります。

小田原委員長 市の基準で決まっているわけですね。

米山生涯学習総務課長 市の指定期間に関する基準というのが定められていまして、5年というのは、先ほど言ったように、事業の管理運営に初期設備投資がかかり、かつ減価償却を同程度の期間にしないと、指定管理者の安定した運営は困難な施設、あるいは事業の管理運営に当たり、専門的知識を必要とする業務を習熟及び事業の継続性のために特に長い期間を要する施設ということは5年です。

3年というのは、事業の管理運営に専門的な知識を有する人材の確保のほか、初期投資施設の運営効率及び事業の継続性に配慮する必要がある施設、2年というのは、コスト削減と安定した事業運営が図られる施設であって、他の区分に該当しない施設、1年は、単年度でも運営に支障がない施設という形の中で、これは全庁的にこういう指定期間に関する基準が定められておりまして、これに該当するような形で私どもは指定期間を定めたいと思っております。

齋藤委員 それはわかっているんですけども、姫木平の3年という期限について、11条からずっと指定管理者のことを細かく書いてあるじゃないですか。その中に、これだけ細かく書いてあるにもかかわらず、契約期限が3年であるということは明記しなくていいんですかということをお願いしたんです。

それで、7号様式の中に期間を書く欄があるんです。これを見ましたけれども、これは何年何月何日から何年何月何日まで業者が書くようになっているのではないですか。この様式は、つまり、これはだれが書くんだったら、教育委員会殿という形で、指定管理者を希望する人間が書くんでしょう。これを見ると、様式が期間は自分で書ける形になっちゃっているわけです。だから、3年という期限が決まっているとするならば、この様式はちょっと変だなという気がしました。感想として、ちょっとおかしいのではないですか。

宮木生涯学習総務課主査 その申請を受ける前に、事前に、公募の場合は募集要項、特命の場合は事務手続要項というのをつくりまして、それをまず配付するんです。その中で指定期間は3年とかいう条件にいたしますので、それらを書いてくる。

齋藤委員 私なんか民間の出身ですから、こういうのは、期限とか、何年間頑張らなき

やとか、何年間で計画を立ててやらなきゃならない。1回契約すると、とにかく3年は大丈夫だと。この3年の間に何とかしていこうとか、通常の話で、非常に大きなことだというふうに私なんかはイメージ的にあるんです。それが事前に配られたこの資料を読んでも、期限のことを3年というふうなことをどこでも触れていないことに、後で何か問題が起きなければいいなと単純に思ったんです。それで質問しているというだけです。それは明記しておく必要があるんじゃないか。契約の中で、業者の方は先を見越しながら考えますからというふうに思ったんです。

小田原委員長　これは、規則の中に契約の内容を入れる必要があるのか、ないのか。入れなくても、今のような心配はありませんというふうに言えるのかどうか。どうなんでしょう。

宮木生涯学習総務課主査　条例とか規則の中に入れてしまうと、仮に、状況が変化してその期限を変えたいときに、また条例規則の改正が必要になってきます。

米山生涯学習総務課長　もう1点、指定管理者制度については、原則公募という中で、例えば指定期間何年という形で公募しますので、多分応募してくるのは、3年とかそういうのを見て応募してくる。選択が応募者側にあると私どもは考えております。

小田原委員長　この14条は、「この規則の施行について必要な事項は、教育委員会が別に定める。」というふうにあるわけなんだけれども、そこで決めなくても、指定管理者の条例に5年、3年、2年、1年とあるわけだから、それを超えるものはないということだよ。だから、上部法令が条例なんだから、この規則は条例に縛られているというふうに考えれば、5年、3年、2年、1年のいずれかであるということだから、あえて書かなくてもいいんですよというふうに言えるんじゃないですか。その中の範囲で決めることだと、これは協定を結ぶ中で、お互いの約束事として決めるものです。だから、あえて書かなくても結構ですということでしょうね。

そのほか、いかがですか。

先ほど宮木課長補佐の方から、若干の修正がありそうだというお話があったんだけど、それは何なんですか。それは、市議会において修正が求められるということなんですか。

米山生涯学習総務課長　実は、様式の1号様式、2号様式、承認書あるいは申請書、利用変更取消承認書、この部分で、もう少し書きやすい形にするということ、1点は、例えば申請書の交付番号がございます。あるいは申請年月日。交付番号については特に申請者が

書く欄ではございませんので、この辺の若干の入れかえをちょっとしたいという形で、大きな変更はございません。

小田原委員長 変えた形で出せないんですか。市議会が終わって、勝手に変えようと考えているんじゃないの。そういうことではありませんか。

米山生涯学習総務課長 そうではございませんで、もう少し申請書あるいは承認書についても、申請者が書きやすい形に変えるという形でございます。

それからもう1点は、事務的に処理する、例えば申請書でしたら、受付番号というのは指定管理者で書く番号、その下の申請者は申請者が書く欄でございます。その場所も、例えば受付番号をどうするか、位置をどうするかとか、あるいは申請年月日をどうするか、もう1点は、例えば宿泊部屋数の利用料金の合計の欄がわかりにくいとか、その部分の位置を若干訂正するという形で、根幹部分は変わりません。

小田原委員長 これは、ほかの指定管理者をやっているところの申請の様式と違うんですか、同じなんですか。

宮木生涯学習総務課主査 基本的には現行の様式を踏襲してやっております。それに追加の部分が、また新たにほかの市の施設などで導入したところの様式を参考につくっております。

実際指定管理者が手続きをおこなう場合、様式の一番下に記してありますが、指定管理者が取り扱う場合は、この様式に準じた書式によるものとするということです。

米山生涯学習総務課長 根幹部分は変わらないというのは、実は八王子市内で指定管理者が入っている施設もございまして、そういう書式を今集めて、これはおかしいということで、書式がかなりばらばらなものですから、その中の相手にとってわかりやすいような書式を今考えている形なものですから、どうしてもまとまり切れなかったものですから、ただ、内容的に、例えば部屋数、あるいは子ども、大人とか、こういう部分の文言はほとんど変わりございません。

それともう1つは、これを印刷にかけたときには、当然これに準じた書式になりますので、規則について、基本部分をここで定めていただくという形になります。

小田原委員長 この太枠の中を記入するとか、印のところは記入しなくていいとかという、そのたぐいの話なんでしょう。

米山生涯学習総務課長 そうです。

小田原委員長 そういうふうにすればいいのに、しないから、聞いている。教育委員会の

様式はこれが最善のものですから、市のほかのところもこれに倣って統一してください、そういうふうに言うのが一番いいんじゃないですか。

そのほか、いかがですか。

川上委員 字を書くところが小さ過ぎて、それこそ書く人は大変だろうなというふうに思いました。

小田原委員長 私も老眼だから、もうちょっと大きい方がいいと思うんだけども。

米山生涯学習総務課長 実は、川上委員の指摘のとおり、まず書く欄が狭いということで、いかに広くするかというものが1つございます。これは印刷にかけますので、全くこれに準じた書式という形になりますので、まず書く欄は広くしなきゃならない。あと、書く欄で、実は重複した部分がございます。例えば第2号様式のところを見ていただくとわかるように、八王子市姫木平自然の家利用承認書でございますけれども、その上に申請者、団体名、代表者殿があります。それで、その下段に行くと、もう一回申請者の団体名、代表者、住所が載って、逆に言うと、同じことを2回書く形になっている。そういう2度書くところをいかにして書かないで今までの書式に合わせた形ができるかということで、その部分は二度手間をなくすというのが1つ。それから、欄を広げるということが1つ。

それとあと、最低限必要な情報をまず申請者に書いていただく。指定管理者の方で処理する部分は、その下の方で処理欄をつくるという大原則に基づいて、いろいろなところを取り寄せたんですけれども、どうもうまいものがないので、もう少し時間をいただいて、わかりやすくするだけの位置関係にしていきたいというところで、一部訂正をしたいということで宮木課長補佐が説明しました。

石川教育長 複数のつづりにして、表面だけ書くと全部複写でとれるような形にするといいんですけれどもね。経費がかなりかかっちゃうのかな。

米山生涯学習総務課長 申請書と承認書、これは複写の予定でございます。それ以外は、利用変更とか承認取消ですので、実は、承認書と申請書を複写にすると、こちら側と反対は全く同じ位置に印刷をかけなきゃならないというところで、例えば2号様式の申請者、何々様、教育委員会というところの位置がずれてきたりするところがありますので、そこをどうにか解決したいということで、調整をしたいと思います。

小田原委員長 私みたいなずぼらな人間に考えさせると、極めて簡単な書きやすい用紙ができるんですよ。

米山生涯学習総務課長 そこが直前まで議論したんですけれども、なかなか委員さんの方

に、これならというような名案が出なかったものですから、もうしばらくこの部分については時間をいただいて、わかりやすいような形の申請書と承認書等にしたいと思っています。

川上委員 1つだけ、これをきのう見たときに思ったんですけれども、全部細かいことが私がかかっているわけではないんですが、2号様式ですか、体育館とホールの利用施設というところで、体育館のところは斜線が引いてあって記入できないようになっているんですけれども、ホールとか利用回数というのがどうもよくわからない。宿泊数を書きながら、一方で回数を書くというところがよくわからないんですが、教えていただけますか。

宮木生涯学習総務課主査 ホールにつきましては、条例の料金設定が1回幾らという形になっております。

川上委員 1回ということは、何時から何時までという設定があるわけですよね。

宮木生涯学習総務課主査 そこまでは設定はしていないんです。

川上委員 だから、2泊したら2回使うとか、3回使うとかということですね。体育館は利用料なしということですか。斜線が引いてありますけれども。

宮木生涯学習総務課主査 体育館は回数ではなくて、あくまで何月何日の何時から何時までと、そういう仕切りになっております。

川上委員 ということは、利用回数ではなくて、宿泊数が何泊ということになったら、体育館も2日間使うかもしれませんよね。

米山生涯学習総務課長 体育館は9時から夜の9時までのその中で1時間とか2時間、自由に使える。5,500円以下という上限設定をしているだけなんです。ですから、例えば次の日使う場合には、何月何日の9時から5時まで使いますよと。もう1回使う場合には、もう一回、何月何日の何時から何時ということで、2回書いてもらう形になります。

川上委員 そうすると、これでは紙が足りないですよね。ですから、齋藤委員のおっしゃるように、民間の感覚ですと、何時から何時までがこういう料金と決まっていれば、そこを宿泊者が使わなければ、体育館だけを使いたい人にも開放できるのではないかというふうな考え方もできるのではないかと思ったんです。

米山生涯学習総務課長 そういう形で今回条例設定させていただいております。

小田原委員長 そのほかございませんか。

それでは、本件につきましては、御提案どおりの形で市議会の条例が決定した時点で規則として決定していただくという手続をとっていただくということでよろしゅうございま

すか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長　それでは、そのように手続きをとってください。

小田原委員長　次は報告事項となります。生涯学習総務課から順次報告願います。

米山生涯学習総務課長　平成18年度夏季事業の結果報告について、宮木課長補佐から簡単に説明をさせていただきます。

宮木生涯学習総務課主査　今年度の夏季事業について御報告いたします。

まず資料をごらんいただきたいと思います。生涯学習総務課では、1ページの6つの事業のうち、「里山の環境探検隊」が台風の接近による悪天候で中止しましたが、ほかは予定どおり実施いたしました。延べ736人の参加者がありました。参加者のうちの多くは、社会を明るくする運動の「作文発表と中学生による音楽の集い」によるものでございます。

次に、2ページに移りまして、スポーツ振興課では3つの事業を行い、延べ1万32人の参加がありました。

「学校プール開放事業」は、参加者の9割が小学生ということで、結果としましては市民プールの代替にはなっていないと考えられます。

「市制90周年記念事業のNHK夏季巡回ラジオ体操」ですが、雨天の中、約2,000人の参加がありました。

次に、学習支援課ですが、2ページから4ページの真ん中にかけて、「夏休み子ども映画会」や「親子陶芸教室」など10の事業を行いまして、延べ840人の参加がありました。

文化財課は、4ページから5ページの上にかけて、原始・古代の生活体験、外4つの事業を行い、延べ5,288人の参加がありました。

特に、特別展「市民の記憶した戦後の八王子」は、5,222人の来館者がありました。

体育館は、5ページの「チアダンス」を夏休み中の土曜日に小学生を対象に行い、40人の参加がありました。

続いて図書館でございますが、5ページから9ページの上まで、「中学生ボランティア体験や小学校1年生から3年生対象の図書館探検隊、それと4年生から6年生を対象の一日図書館員など21の事業を実施し、延べ1,999人の参加がございました。

最後に、こども科学館ですが、9ページから12ページまで、新規の夏休みサイエンス

ショーや展示物の地球を使った「地球の大きさを知ろう」など、19の事業を行い、延べ7,409人の参加がございました。

昨年は、こども科学館の場合、25事業で4,545人でしたので、入場料とプラネタリウムの観覧料を分けたこともありまして参加者が大幅にふえております。

生涯学習スポーツ部全体では、63事業を実施しまして、延べで2万6,332人の参加がございました。

ちなみに、昨年は2万5,214人、ただし、昨年の場合には図書館の読書感想画コンクールとか、読書のまちシンボルマーク、キャッチコピーの応募数、これが約600と、あと学習支援課、公民館3館のフリースペースの利用約2,300ぐらいですが、それを含んでいる数字でございます。ことしはその部分は入っておりません。

報告は以上でございます。

小田原委員長 生涯学習総務課からの報告は以上ですが、何か御質問、御意見ございませんか。

齋藤委員 八王子の市民プールが閉鎖になりました。これは利用率が下がっていたので、もちろんしょうがない流れということだとは思いますが、ただ、やはり泳ぐのが好きな方もたくさんいるという中で、学校のプール開放事業はあるわけで、その中で先ほど説明がありましたけれども、「約9割が小学生で、市民プールの代替として開催した事業の目的は達成したといい難い。」とみずから反省として出ていますが、じゃあ、これからどうしますか。今後、なぜこういうことがあったのかということと、これからどうしていくのかということをお伺いしたいと思うんです。

菊谷生涯学習スポーツ部長 課長が休んでおりますので、私の方からお答えいたします。

齋藤委員がおっしゃったとおり、小学校のプール開放については、富士森の市民プールを閉じたということの影響もみて、開放校数もふやしているわけです。おっしゃっているとおり、今の状況では、この地域の小学校のプールの利用者が少ないわけですが、これの検証といいますか、そういうこともやらなきゃいけないのかなというふうに思っています。

ただ、結論から申しますと、市民プールを新たにつくるということは、私どもの方では考えておりませんし、また、市の方も、私どもの要請があったとしても、今の財政状況等から申しますと、新たな市民プールの設置は難しいということになるかと思っております。そういう中では、今の既存のプールが八王子市内に、甲の原、それから北野、それから東浅川、

そういうところに室内プールがございますので、そういうものの利用をこれからPRをして、利用者をふやすということが一つかなと考えております。

それから、夏の時期のプールとしては、陵南公園のプール、それから、大塚公園にもプールがございますけれども、ことし、ふじみ野市の事故の関係なんかもございます、私も何回かプールに行きましたけれども、ああいうところのプールも比較的成人の方が泳いでいるというのが非常に少ないのかなという印象を受けております。

ですから、最近の紫外線の問題とか、いろいろなことを考えますと、屋外でのプールの利用というのは比較的避けている傾向にあるのかなという気もしますが、ただ、アンケート等はとっておりませんので、齋藤委員がおっしゃったようなことも含めて、内部でうまい対応策があるかどうか検討していきたいというふうに考えます。

齋藤委員　あまり時間をかけてこだわるのも変なんですけれども、やはりちょっとPR不足なのかなという感じはします。それと、開放している学校が、八王子全体を考えたときに、周りの学校ばかりで、旧市街地というのか、その周りの学校は全然開放してくれていないんです。何か理由はあるんですか。

菊谷生涯学習スポーツ部長　特には大きな理由というのはございませんけれども、この校名を見ますと、確かに周辺部が中心ということになっております。市内の方は、陵南のプール、あるいは甲の原、そういうところが比較的近いですから、あるいは北野、そういうところの利用もかなり日常からできますので、そういうところを使っていただきたいというふうには考えております。

ただ、委員がおっしゃったとおり、PRがどの程度行き渡っているかということは、広報ではPRをしておりますが、それが十分なのかどうかについては、地元の方に委託をお願いしておりますので、その辺の意見も聞いてみたいというふうに思います。

小田原委員長　この開放する学校を決めるのは、学校が決めるんですか。スポーツ振興課が決めるんですか。

菊谷生涯学習スポーツ部長　スポーツ振興課の方で、学校と施設整備課の方と相談しながら決めさせていただいているということです。一方的に私どもが決めるということでもございませんし、相談しながら、少しずつふやしていこうという方針でございます。

小田原委員長　そうすると、気になるのは、市内中心部の学校がないというのは何なのかという理由が知りたいですね。課長はいらっしゃらないようですので、お答えは出ないかもしれませんが、そのほか、いかがですか。

宮木課長補佐は数字的な部分のお話だったんですけども、そういうところから特にここはこうしなければいけなかったのかなとか、どうして数が少なかったのか、多かったのかというような、そういうことは検討されているんですか。右の方に評価がありますけれども、それを踏まえてどうしていこうとか、何かそういうのがあるんですか。

例えば募集人員に対して参加者が半数に満たなかったりとか、極端に少なかったというのがありますよね。それはPR不足だというふうに済ませちゃっていますけれども、PR不足とかではなくて、もっと何か別の要素があるのではないとか、特に映画なんかは少ないわけですよね。これは、例えば夏休みの映画館は子ども連れがことしは結構入ったというふうに言われているのに、無料の映画会が何で入らないのかとか、陶芸教室は8組に対して数倍の応募があったのに、漏れた方々に対してはどうしようと考えているのかとか、公民館やこども科学館は、何かやはり言わなきゃいけないのではないかなとか思うんですけども、いかがですか。

井坂学習支援課長　　今御指摘があった子ども映画と親子陶芸教室についてですが、子ども映画につきましては、無料で16ミリを借りてくるということになっておりまして、日比谷図書館と公民館にありますフィルムで提供しているところでございます。内容は、公民館では検討して提供しているところです。夏休み期間ですので、ことしに限っては、雨が降っている状況などもありましたし、親子で行事で出かける方もいましたので、その辺もあるかなとは思いますが、今後については、検討したいと思います。

それから、親子陶芸教室については、川口公民館ができてから、ずっと夏休み期間において親子のふれあいということで行っておりますけれども、川口公民館の陶芸室については、かなり稼働率が多いところでありまして、なかなか部屋の確保と陶芸窯の確保ができない、その期間で1回ぐらいしか提供できない状況でございます。部屋については、定数が16名と決まっておりますので、皆さん応募されているんですけども、なかなかその辺が提供できないところです。今後につきましては、中央の公民館、南大沢の公民館にも陶芸窯がございますので、その辺で提供できるような方向で検討していきたいと思っております。

菊谷生涯学習スポーツ部長　　今委員長の方から、こども科学館というお話がございました。こども科学館につきましては、今年度、夏休みに入りまして、8月の末まで、毎日、重複した教室もございまして、必ず1日何かしらの教室を実施いたしました。ここにつきましては、広報の紙面も、毎回発行される広報でも相当のスペースを割いてPRをしておりますし、今年度については、京王線の車内広告でも取り上げていただいたという経過もござ

います。

若干人数的には募集人員を下回っているものもございますが、私どもの方としては、館長を中心にいろいろな企画もいたしましたし、8割程度の入館者が募集人員に対してございますので、それなりに入館者の部分では数は達成できたと考えています。

それから、あと教室の内容でございますが、これにつきましても、できるだけ子どもたちが直接物づくりとか科学の楽しさ、そういうものが体感できるような、そういう教室を今年度かなり事業の見直しをして開催しておりますので、100%というわけではございませんが、次年度に向けて引き続き内容点検はしていきたいというふうに思います。

なお、こども科学館につきましては、この度、料金の見直しをいたしまして、そのことにつきましてはアンケートをとっておりまして、現在分析中です。その結果については、また後日御報告をさせていただきたいというふうに思います。

小田原委員長 公民館の映画教室なんかについては、16ミリで名作というけれども、今の子どもたちに名作というふうになるかどうか、非常に厳しいところだろうと思うんです。応募人数をこども科学館のように抑えればいいのかというと、そももいかな部分がありますので、これはまた、先ほどのお話のように考えていただければというふうに思います。

こども科学館は、人数が少ないから100%いなくて、近い数だからいいというふうになるかということ、そうではないんです。ただ、今のような時代に、これだけの子どもたち、あるいは親子連れに来ていただいたということは、そう悲観すべき材料にはならないだろうというふうに思うんですが、例えば大手のスーパーとか、これは八王子に限らないで、都内のスーパーとかでは、子ども向けの作業をさせるコーナーがあって、そういうところはいっぱい来ている。子どもたちが親子連れで遊んだりしている。あるいは何かつくったりしているというようなのがあったり、あるいは上野の国立科学博物館では、夏休みの後半は盛況で、これは地方からも来ているというような状況があるわけです。そういうのを考えると、この応募人数と参加者でいいのかどうか。こども科学館はもうちょっと考えていかなきゃいけないのではないかというふうに私は思いますので、よろしく御検討を願いたいと思います。

そのほかいかがですか。

齋藤委員 小田原委員長がほとんど言ってくくださったことなので、重複するところは抑えますけれども、せっかくやっている事業ですから、募集人員と応募者がこれだけ差があるものについては、むだのないように、必要なものは、改善すべきところはどんどん改善し

てほしい。これから、このデータをどうやって利用していくかということを来年に生かしていかなければならないと思います。

それともう1点質問したかったのは、私のメモで、6月28日の第5回定例会のときに、サイエンスドームの夏休み中の事業について、報告事項で話が出たんですね。そのときに、現役の先生たち、理科の先生たちに、勉強も兼ねて、サイエンスドームでいろいろな講演とか勉強会みたいなもの、発表会みたいなものはできないんでしょうかという質問をしたら、石川教育長も、十分考えられるのではないかと、前向きに考えていこうというようなことがあったというふうにメモが残っておるんですが、ことし、それは生かせましたでしょうか。

菊谷生涯学習スポーツ部長 細かい資料が手元にないんですが、科学の話、それから、工作、そういうものは市の囑託以外で民間の東京電力、東京ガス、横川電機ですか、いろいろな民間企業の手もかりまして、市役所が一方的につくったものということではなくて、民間で科学に精通した会社ですとか、あるいはそういうマンパワーの方の御登場もいただいて、いろいろ話をさせていただいたというふうに思っております。

齋藤委員 それは私の聞いているポイントと違うお答えなんですが、つまり、あのときの定例会での質問は、先生方も夏休みもずっと学校に出勤している状況の中では、自分たちの勉強も兼ねて、サイエンスドームで何か講座というか、開いていただければ、そこにその先生を募って子どもたちも集まってくるし、先生も授業の一環の疑似体験というか、自分自身の勉強にもなっていこうというところ、現役の先生方にサイエンスドームでいろいろと講座というか、開いてもらったらどうでしょうかという発言を第5回の定例会でさせていただいた。それで、前向きに検討しましょうという話のお答えをいただいた中で、ことしの夏はどうだったんでしょうかという質問です。

小田原委員長 これは、むしろ指導室が答える話ではないですか。指導室が動きませんでしたとか、その話を忘れていましたとか、あるいは、教育長も前向きに答えたのは、市内の理科の研究会とか、理科、算数、数学の先生方が、危機意識を持って、齋藤委員なんかの話をこれ幸いと、そういうところを使って何かやってみようとか、子どもたちに何か働きかけていこうとか、自分たちもこういうところを工夫したのを市民の皆さんと一緒に何かやりましょうとかというふうな動きにしていかなきゃいけないんです。

それは、先生方を待っているだけではなくて、指導室がしかけていく、働きかけていく。こんなことも考えられますよということを示していくということが必要だろうというふう

に思うんです。生涯学習に任せるのではなくて、こども科学館と先生方とをつないでいくのは指導室になっていくというふうに思いますので、そこら辺をどう考えるか。

岡本指導室長　　今のお話、御指摘のとおり、指導室の方ではこのことについては特に企画等を全く打っていなかったという点は御指摘のとおりというふうに反省しております。

ことし、夏が終わった段階で、今、たまたま中学校の理科の先生の方から、いろいろなところで教科の力をつけるための研修が今まで以上に盛んになってきているという形で、来年以降、市教委と連携をして、その辺の研修についても幅広くやっていくようなそういうシステムをつくってほしいというふうな学校側からの要望が出ておりますので、今のことを受けまして、反省もしまして、来年度、生かしていくような、そういう形で対応していきたいと考えております。

以上です。

川上委員　　これは、ことしの夏季事業の結果報告ですけれども、昨年度の夏季事業の結果報告もあったんだというふうに思うのですが、昨年度に比べて、今年度はいかがですか。

宮木生涯学習総務課主査　　全体ですけれども、あくまで参加者だけの集計ですが、ことしは2万6,332人、昨年は、公民館3館のフリースペース利用2,368人、あと図書館で行いました感想画、読書感想コンクールと、そういう応募を含めまして2万5,214。

川上委員　　ということは、ことしはこの特定というか、講座とすれば、すごく数もふえたでしょうし、去年はこういう講座というのは幾つあったんですか。

宮木生涯学習総務課主査　　数的には、若干去年の方が多かったです。

川上委員　　ということは、ことしはすごく活性化したということですよ。

宮木生涯学習総務課主査　　ただ、こども科学館の増がかなり占めています。

川上委員　　こども科学館が頑張ったということになりますか。

宮木生涯学習総務課主査　　2,900人ぐらいふえています。

川上委員　　来年度はもっとということを期待できますよね。

井坂学習支援課長　　今年度のフリースペースの関係なんですけど、利用状況は、中央公民館の方では、夏休みは午前9時から夜9時まで提供したところがございますけれども、昨年は41回提供しまして1,231人だったのが、今年度は約3.5倍の41日で4,331人の利用がありました。

南大沢につきましては、昨年が36日で732人だったところが、今年度は同じ日数で999人の利用で、約1.4倍です。

川口については、35日間ほどで、昨年は416人、今年度が396人ですので、そこは横ばいなんです、それぞれ自主勉強しようという人がふえている状況でございます。

小田原委員長 来年はもっとふえるでしょうということをつけ加えませんか。

そのほか、いかがですか。

夏休みは、学校もいろいろな試みをしているだろうと思いますけれども、そういう動きを見ながら、教育委員会の各部署の事業をただ数字的に追うだけではなくて、内容を含めて充実させていくように、子どもたちの過ごし方を充実させていく方向でさらに御努力いただきたいというふうに思います。

それでは、生涯学習総務課からの報告はよろしゅうございますか。

それでは次に移ります。図書館から報告願います。

武田生涯学習スポーツ部主幹 「はちおうじ読書の日」及び「読書のすすめ」の制定について、お手元の資料に基づき御報告いたします。

本件は、9月6日の第10回教育定例会で御審議いただいたところですが、まず、1の「はちおうじ読書の日」については、前回提案どおりに文字・活字文化振興法で設けられた文字・活字文化の日である10月27日を本市の読書の日に決定するという御承願願います。

次に、2の「読書のすすめ」につきましては、幾つか御指摘をいただきましたが、細部については事務局にゆだねるということでございましたので、その後教育長とも調整をいたしまして、お示しのとおり決定させていただきましたので、御了承いただきたいと思っております。

資料の上の部分が前回の教育定例会に提案したものでございまして、下の部分が今回変更したものでございます。

変更点の主なところは、全体的に文言の精査をいたしました。その中で、前回の提案では、「読書活動」と「読書」の表現がありますが、「読書」に統一しました。また、文の初めは「読書」でそろえました。標語の順は、個人レベルのものから複数のかかわり合いを持つものへと並べかえました。

なお、昨日の文教経済委員会におきまして、「はちおうじ読書の日」及び「読書のすすめ」の制定について御報告させていただいたところでございます。

報告は以上でございます。

小田原委員長 図書館からの説明は以上でございますが、何か御質問、御意見ございませ

んか。

だんだんとわかったり、わからなくなっている雰囲気がありますけれども、何か。

石川教育長　でも、みんなでたたくとそうなるものです。やはり表現のある方がはっきりわかるわけですが、いろいろな御意見を踏まえた上でこういう形にしましたので、ぜひ御了解をいただきたいと思います。

小田原委員長　ということですが、一度「読書のすすめ」を宣言すると、なかなか変更が難しくなりますけれども、宣言した途端に見直しが求められるということもございまして、よくあることですが、これが生きた形で市民の皆さんの心にしみ込んでいってくれるとうれしいですね。そういう文言ということではよろしゅうございませうか。

ところで、これはこういうふうにしましたということで、御了解願いますということなのですが、もう変更はできません。そういうことで御了解いただきたい。修正案があれば、それで修正されれば、また結構だということですが、何かございませうか。非常に御苦労された経緯が裏に何通りもありそうな感じがいたしますけれども、それで句読点を入れて、「が」はありませんけれども、「で」「に」「を」は使って処理されたということのようです。

川上委員　この宣言をなさるときは、教育長がお読み上げになるんですか。

石川教育長　委員長でもいいんですけれどもね。

小田原委員長　教育長でしょうね。

川上委員　これは読み上げるとなると、イントネーションがちょっと難しいかもしれないですね。

武田生涯学習スポーツ部主幹　10月27日の制定の記念講演会で教育長に読み上げていただきますが、そこは表現力でカバーしていただきまして。

小田原委員長　10月1日の市制記念式典のときではないんですか。

川上委員　いつどこでやるんですか。

武田生涯学習スポーツ部主幹　10月27日の金曜日、2時から3時半にいちょうホールの小ホールで行います。よろしく願いいたします。

小田原委員長　これは「イチ」、「ヒトツ」と読むんですか。どうなんですか。

武田生涯学習スポーツ部主幹　「ヒトツ」でございます。

小田原委員長　縦に「1」になると、何となく変だね。でも、縦書きにするのかな。

川上委員　縦書きなんですか。

武田生涯学習スポーツ部主幹 市民憲章でいろいろ調べさせていただいたのですが、縦書きの「1」と横書きの「一」と、いろいろなパターンがありましたが、主に大半を占めているのは縦書きの「1」でしたので、こういうふうにさせていただきました。

川上委員 これは、例えば図書館などに張り出す予定はあるんですか。

武田生涯学習スポーツ部主幹 この「読書のすすめ」は、今後封筒に印刷したり、あと館内掲示とか、それから図書館報に掲示していきますので、今縦書きとか横書きとか、文言のそれにつきましては、今後御意見を慎重に検討しながら進めていきたいと思えます。

小田原委員長 これはできるのかわからないですけども、市役所の入り口とか、事務所の出入口に、少なくとも読書月間の最中は張り出すとかいうようなことはやって、ただそれだけではなくて、特に子どもと家庭を中心に言っていますけれども、お年寄りが本を読むことは脳の活性化に非常にいいというふうに言われます。その体験者の話として何かには作文を載せるとか、いろいろな手を使って本に親しませる。読書活動というのはそういうことだろうと思うんですけども、そういう活動をして読書を進めるということを目指して進めてほしいというふうに思えます。

これは、このようにして、教育長が宣言するというので、よろしく願いいたします。

では、引き続いて図書館からもう1件。

石井生涯学習スポーツ部主幹 図書館の開館時間を夏休み期間中変更いたしましたので、その結果について、お手元の資料に基づき御報告いたします。

実施内容でございますが、7月21日から8月31日までの夏休み期間中、図書館4館で通常10時である開館時間を30分繰り上げ、9時30分に開館し、小中学生を対象に読書や宿題、調べ物学習の環境を整え、児童生徒の学習活動の支援を行ったものでございます。

なお、市民への周知につきましては、市広報7月15日号をはじめ市内全小中学校の生徒にチラシを配付いたしました。

9時30分から10時までの利用者の実績でございますが、図書館4館で1万1,395人の市民の方に御利用いただき、このうち小中学生は2,135人、率にするとおよそ20%でございました。

図書館は、子どもから高齢者まですべての人に御利用いただいていることからすると、子どもたちの学習活動に役立つものと考えております。

なお、参考に、7月21日から8月31日までの入館者数、貸出冊数、登録者数の数字

を平成17年度の同期間と比較し記載してございます。入館者数で1万4,055人の減、貸出冊数で5,683冊の減、登録者数で39人の増加となっています。入館者、貸出冊数が減少している主な理由は、平成16年1月から始めたインターネットの予約増加が定着してきたこと、また、蔵書の充実度が不足していること等が考えられます。

報告は以上でございます。

小田原委員長 図書館の石井主幹からのお話は以上のとおりですが、何か御質問、御意見ございませんか。

齋藤委員 これは前に出たときにも同じような質問をさせていただいた経緯もありますけれども、夏休み、30分こうやって行政の方々の努力でこういう成果を上げられたということは、これはすばらしいことだと思うんです。これだけ利用者がふえたということは、無理は承知で言っているところはありますけれども、夏休み以外でも30分開館をはやめて1カ月ぐらいやってみてデータをとってみるということはできないものなんでしょうか。

せっかくこうやって夏休みの期間、30分、これだけの方々が利用しているわけです。市民のニーズというものを考えると、夏休み以外のときはどうなのかというのは、素朴に多くの市民がこれを望んでいるとするならば、今後の検討として、何とか夏休み以外のときも9時半から開館できないのかなというようなところ。ただ努力だけの問題ではなく、人数の加配だとかということも考えながらも、ニーズにこたえていく。そのためのデータをとっていくという必要性はあるのではないかなという感もするのですけれども、どうでしょうか。

石井生涯学習スポーツ部主幹 この件につきましては、リクエストの件数が、平成12年には8万9,045件あったものが平成17年には40万1,499件と、約3.5倍にふえているわけです。こういうことを処理する時間及び図書館間の資料、メール便で移動処理を開館前にしなければならないというようなことがございまして、そのためには費用もかかるということが推測されますので、そういうようなことが解決できれば考えられるのではないかなと考えております。

小田原委員長 開館時間を30分繰り上げた数字はこれがあるんだけど、これがふえた数というふうには考えられないわけですね。ふえたわけではないですね。トータル的にはむしろ減っているわけだから、だから、これを平日にやったからといって、利用者がふえるということは考えにくい。平日だと、まず子どもの数はゼロになるわけだね。だから、やるとするならば、平日というよりは、日曜日、土曜日がむしろこういうふう

やる意味があるとなるのではないですか。その職員の数と仕事量によって考えなきゃいけないことだろうと思います。

石井生涯学習スポーツ部主幹 確かに土曜、日曜日の開館を早く繰り上げていくということも考えられますけれども、今図書館は通年開館、中央図書館、生涯学習センター図書館と行っていますので、金、土、日、月が職員は半分体制で行っているわけなんです。そうすると、そういうようなことも人力的な面で今後検討していかなければならないと思います。

齋藤委員 よくわかりますし、つまり、私の意見も、せっかく夏休みの間もこういうデータをとれたんですから、ただ担当の方々に頑張ってくださいと言うだけではなくて、しっかりとしたデータがとれていけば、これだけ市民の方のニーズがあるんだというしっかりとしたデータがあれば、それをもとに予算を計上していくとか、何とか時間をもっと早くからやるために加配が必要だとかというような意見につながっていくのではないかなというふうに思うんです。

私が思っているのは、八王子市の人口から比べると、市民図書館は少ないということは一しょっちゅう言われていることであって、それでなくても、比率からすると非常に少ない。それをどうやってカバーしていくのか。データをとってみたら、小田原委員長のおっしゃるように、朝の利用率はあまり上がらないねという結論になるかもしれません。夜の方がまだいいとか、土日だけでも早くしようとか、そういうものをこれから検討していく上では、いろいろとデータをとっていくための努力というのか、ここは頑張ってもらわないとしようがないような気がするんです。それから先、データがとれてから、これこれ、こうだから、もう少し増員が必要だとか、予算が必要だという話になっていくのではないかなという感じがするんですけれども、どうでしょうか。

石井生涯学習スポーツ部主幹 確かに八王子の図書館、市民1人当たりの冊数、16年度ですけれども、これが2.58冊で、これが多摩26市でいくと3.99冊あるわけです。そういう意味からすると、まだ八王子市民1人当たりの蔵書の冊数というのは不足しているということが言えると思います。

また、資料購入費ですけれども、これは16年度、市民1人当たり201円75銭でございます。これが、多摩26市の平均でいきますと362円59銭という数字が出ておりますので、資料購入費、市民1人当たりになるとまだ少ないということが言えるのではないかなと思います。

小田原委員長 トータルとしてこういう数字が出てくるわけだから、例えば借りている本が、どういう本を借りているのかとかいうふうなことを考えていったら、値段の問題と冊数の問題を考えなくてもいいのかと、そういう話になっていくというふうに思うんです。図書館の使命というのか、図書館本来というとはわからなくなりますから、今求められている図書館のあり方ということから考えていったときに、資料というふうに言われている部分は新刊本を多くそろえるということは求められているのではないですか。

今の図書館の貸し出し状況からいくと、そういうところにどれだけお金をかけられるかという問題を考えることと、開館時間とかそういう問題とは関係なく、齋藤委員の言うように平日も広げていかなきゃいけないというふうになるのかとか、もうちょっといろいろなことを交錯させながら研究してみる必要があるのではないかなというふうに私は思うんです。

峯尾生涯学習スポーツ部参事 今いろいろご意見をいただきましたけれども、全般的に見ますと、15年度から読書のまちを推進しておりまして、15年7月から、先ほど石井の方でも言いましたけれども、通年開館も始めました。また、インターネット予約もした中では、例えば14年度と17年度を比べますと、入館者数が160万人から180万人になっているとか、あるいはインターネットの予約も10万強だったものが40万強という形で、かなり量的な拡大というのは図られたというふうに考えております。

今後は、質的な拡大を図っていくという必要がまずあるのかなというふうに思っております。図書館は、言ってみれば、知の殿堂といえますか、知識が組織化されたところであるわけですので、それを市民の方がいかに利用するかということは、その本と市民の方を結びつけるレファレンスと言われるもの、調べ物の支援、司書の役割になるわけですが、こうした強化を図っていったら、予算も限られておりますので、今ある書籍というものをいかに有効活用していくか、こんな点も求められるのかなと今率直に感じているところでございます。

それから、繰り上げ時間の開館等でございますけれども、もちろんもっと早くあけてほしいとか、あるいはもっと遅くまで開いてほしいとか、いろんな御意見があります。ただ、現在は、いかにコストをかけずにそうしたものをやっていくかということが問われるわけでありまして、図書館の朝は、いろいろ予約した資料の探し物ですとか、あるいは配架、整架とか、朝は大変忙しい時間があるわけですが、そういうのをきれいにしてお客様をお迎えするような時間です。

では、それを仮に朝やらないで夜やるということになりますと、業務全般の見直しをしていかないと、人をたくさん雇ってコストをかけてということならできるでしょうけれども、現在の戦力の中でやっていくということになりますと、全般的な業務を見直していかないと、早い開館というのはできないなというようには思っております。ただ、そういった要望もありますので、どれが一番市民の方が望んでいるのか、そのあたりを十分とらえた上で、全般的に検討して見直しはかけていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

齋藤委員 誤解のないように再度申し上げますけれども、決してただただ頑張ってくださいと言っているわけではないんです。この1カ月間とにかく30分本当に御努力でやられてきたわけですから、例えば平日もこの1週間を強化的にやってみようとか、試しに30分あけてみたら、思いのほか人数が伸びなかったなとか、伸びたのかとか、そういう結果が出るんだと思うんです。今後ずっとやっていってくださいというのではなくて、そのためのデータづくりというものの御努力を続けていただければありがたいなという意見を言わせていただいているんですが、私は、最終的にはもっと早い時間から遅くまでできればいいなと思っていますけれども、それは皆さんの頑張りだけではどうしようもないことだと思っているんです。

そういうものを要望していくためのデータづくりというものは必要なのではないかなという意味で御意見を言わせていただいた。この1カ月間、本当に御努力で頑張られたので、何かどこかで皆さんで話し合っ、せめて1週間ぐらい平日のデータをとるためにやってみるかということができませんかというような、やはり頑張りに頼っていくのは不可能なんでしょうか。

小田原委員長 例えば中央図書館で言えば、大人が3,800人、夏休み期間40日やって、1日で100人弱、この100人弱というのは、夏休みだから100人ふえたということではなくて、夏休みではなくても平日も100人は30分の間に来るだろうと考えていいのかどうかです。考えていいというのであるならば、齋藤委員が言うように、40日やってできたんだから、それをあと9倍すればいいの。1年間やってみたらいかがですかという、そういう話が通じるのかどうかです。もちろん、参事のお話のように、いろいろな業務をやってお客さんを迎える、そういうことが可能なことを前提として、できるのかどうかということなんですけれども、いかがですか。

峯尾生涯学習スポーツ部参事 夏休みでできたので、その後はどうかというお話も当然だ

と思いますけれども、図書館としますと、配架、整架の乱れもある中で、かなりサービスも気にしながら実施したというような要素もございますので、何らかの形で、今後、繰り返しになっちゃいますけれども、どんなサービスが一番望まれているのか。

一方、市民の声などを聞きますと、早朝開館とか通年開館なんかしなくていいから、レファレンスとか、本来の図書館の役割を充実しなさいという声も実際何件かいただいている部分もございますので、そのあたり、本来の図書館の使命、あるいは限られた資源というのを全体的に考えまして、もう一度再構築をしていきたいなというふうには思っているところでございます。今直ちに、今度1カ月やってみますということはお答えできませんけれども、市民の声に沿う、市民ニーズを踏まえての図書館づくりというのを目指していきたいというふうには考えています。

小田原委員長 成果としてこういうのがあったというのはよくわかる。だから、その反面、今の参事のお話のように、レファレンスが若干手薄になっちゃったという、そういうことが指摘される、そういう問題点もある。とすれば、齋藤委員のような要望にこたえるためには、この際、読書のまち宣言をして、「読書のすすめ」をさらに新たに進めるに当たっては、これこれ、こういう措置が求められるんだ、そのためには財源の問題もある、人の問題もあるだろう。勤務時間の問題もあるだろう。これをどうクリアして進めていくか。これが必要なんだ、ぜひやらなければ、これがうそ八百を言っていることになりやすよと主張したらいかがですか。

峯尾生涯学習スポーツ部参事 今、「読書のすすめ」の方もお認めいただいたわけでありまして、「読書のすすめ」の方は、読書のまち八王子推進計画で目指していることを一番わかりやすいシンプルな言葉で具現化したといいますが、あらわしたものでございますので、当然それに向けて努力しなければいけないと思います。本来ですと、資料費などの増額要求などもありたいところですが、なかなか厳しいものもありますので、今ある資源の中で、いかに有効活用していくかということが考えどころかなというふうに思います。それには図書館の中でも、さらに行革に努めていくといいますが、いかに効率的な運営をしていくかということをもう一度改めて見直していく必要があるかなというふうに思っているところです。

余分な話になるかもしれませんが、量的な拡大が進んだ結果、本来レファレンス等に力を入れるべき司書が配架、整架の方の肉体労働に時間を費やしていることも一部見受けられますので、本来そのあたりは解消してやらなきゃいけないなというふうには思っ

ているところでございます。一方、そういう面でのサービス低下につながってしまっている部分もあるのかなと思うので、そのあたりは改善していきたいというふうに思っております。

小田原委員長　ほかに何かございますか。

それでは、図書館から２点ございましたけれども、それぞれの努力の成果がございましたので、一層の読書のまち推進のために御努力いただきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

それでは、予定されました議事、協議事項、報告は以上のとおりですが、何かほかにもございますか。

菊谷生涯学習スポーツ部長　先ほど齋藤委員の方から、プールの開放で、中心部の学校の開放が少ないのではないかというお話であります。担当の方に確認をしましたところ、当初、１０校の計画で今年度予定をしておりました。学校との調整の中で、すぐに１０校以上の学校が本年度プール開放しようという話があったので、その手を挙げていただいた学校の中で、１０校分を地域偏在しないような形で選んでいくというのがここに記載してある１０校になるわけです。

ただ、中心部の学校あるいは大和田方面については、ここで手が挙がらなかったということもございます。管理の方は、水泳連盟に指導の方はお願いをしたり、あるいは受付は地域の方にお願いをしているということもございますので、地域の方の御協力等もございませんと実施できないというのが現状でございますので、確かに中心部を見ますとそういう御指摘の点もございますので、もう少しその辺を分析をして、中心部のプール開放ができるような方向で学校教育の方とも相談をしていきたいというふうに思います。

以上でございます。

齋藤委員　１０校に絞っている理由は何なんですか。

菊谷生涯学習スポーツ部長　これは、委託の関係、予算の関係でございます。

小田原委員長　プール指導員の関係。

菊谷生涯学習スポーツ部長　そうです。水泳連盟に委託をしていますので、ただ、予算のこととは別に、これは全校実施ということになりますと、本来の趣旨とは違ってくるのかなど。学校の方でどうするのかということになってくると思います。私どもは、市民プールの代替的な要素がございますので、それで当座は１０校と。今後利用状況も見ながら、ふやすのか、あるいは廃止の方に持っていくのかというのは、結論はすぐは出ませんけれ

ども、一応市民プールの代替えということでやっていますので、10校程度が適切なのかなど。ただ、市民プールがありました中心部の学校がないということは、ここに書いてあるとおりでございますので、その辺につきましては、本年度のこういう結果を見まして、ちょっと内部的には検討していきたいというふうに思います。

小田原委員長 補足の説明ですが、こういうところと言っていいか悪いかかわからないんですが、この話を進めていくと、学校のプール開放の日がどうなっているのかというのをあわせて示さないと何とも言えない話になりますよね。それを公表していくと、これでいいんですかという話がまた広がっていくので、やっていいのかどうかというのはわからない話になりますから、そこら辺は、また、お願いします。

菊谷生涯学習スポーツ部長 私どもだけでも、生涯学習スポーツ部の都合だけでも開催ということもできませんし、一般の方の利用を目的にという中で、9割が子どもさんということですので、本来の目的からすると若干ずれているというところがございます。それはプールの構造とか、そういうこともあるのかもしれませんが、ただ、利用が少ないということは、これまた反省しなきゃならない点ですので、ただ単にPRが不足しているということではなくて、開放しているところの中心部が少ないということもございますので、その辺の見直しをすれば利用者がふえるのかどうかということも、ちょっと何とも言えないところなんですけど、ただ、9割というのは本来の目的とは違いますので、その辺を少し検証してみたいというふうに思います。

小田原委員長 そのほかございますか。

石垣学校教育部長 特に、事務局からはございません。

小田原委員長 ないようでございます。

それでは、予定された本日の定例会の議事日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、本定例会を終了いたします。どうもありがとうございました。

【午後3時59分閉会】